

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成27年7月16日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市東山区一橋野本町11-1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 三洋化成工業株式会社 代表取締役社長 安藤 孝夫 電話: 075-541-6374					
主たる業種	化学工業(その他の有機化学工業製品製造業)	細分類番号	1	6	3	9	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	生産設備及び製造工程でのエネルギー消費効率の改善、廃棄物排出量の削減、自然エネルギー導入、他工場への生産移管等により、平成28年度までに温暖化ガス排出量を平成25年度比3%以上の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	RC推進本部(レスポンスフル・サステナブル・サ社)活動推進のための全社組織)の中に温暖化対策WGを設置。この中で他地区と情報交換しつつ、CO2排出量の月次管理とCO2削減テーマの立案、進捗管理を実施。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,116.7 トン	13,623.4 トン			-3.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	14,692.7 トン	12,737.5 トン			-13.3 パーセント	
	実績に対する自己評価	研究所の増員・設備導入による排出量の増加があったが、工場での省エネアイテムの実行・中間体の製造の減少により全体では対前年3.5%の削減となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場・研究・本社	事業活動に伴う排出の量 (製品生産数量)	700.16	683.77			-2.34 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		実績に対する自己評価	工場・研究所・本社での種々の省エネ活動により、対前年2.3%の削減となった。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		146.0 パーセント	146.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	省エネタイプの冷凍機への更新、スケールアップによるユーティリティ使用量削減、蒸気ドレンの回収・リサイクル利用、省エネタイプのエアコンへの更新 など					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	原則マイカー通勤禁止。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	実施されている。 (従業員用の駐車場無し)					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン			※H26年度30.5t		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①省エネ・省資源・汚染防止など環境保全に貢献する製品群を開発・製造。 ②「京都議定書に関する活動方針」を策定。生産・物流・研究開発での温暖化ガス削減活動の実施に加え、家庭・個人でのCO2削減も支援。						
特記事項	①条例の届出に関する手続き一切は、RC推進本部長が社長から委任を受けております(委任状提出済)。 ②京都府和東町において、2009年から森林利用保全活動を実施(社員がランティア:44ha・資金提供による森林整備活動エリア:122ha)平成26年度の間伐量は4.89haで効果は30.5t-CO2/yr(※備考欄に記載。2009年からの累計216.9t-CO2/yr)。 ③第一計画期間の超過削減量(2657.8t)を各年から1/3(885.9t)ずつ差し引いている。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。